

高福第 2114 号  
令和 2 年 7 月 29 日

各高齢者施設・住まい }  
各介護保険事業者 } 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長  
(公印省略)

社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業（新型コロナウイルス対策）  
の対象期間の延長について（通知）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス対策として、国庫補助事業「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉施設等で職員の出勤が困難となった場合に、応援職員の派遣に要する旅費や宿泊費等を県が費用弁償する事業を実施しています。

本事業は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までを補助対象期間としていましたが、このたび、本事業の対象期間を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに延長することとしましたので、通知します。

※ 今回の対象期間の変更に伴い、別添「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う介護職員等の応援派遣に係る費用の請求について」を改定しています。

問合せ先

企画グループ	電話(045)210-4835
福祉施設グループ	電話(045)210-1111 内 4852
保健・居住施設グループ	電話(045)210-4856
在宅サービスグループ	電話(045)210-4824